

## 島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業（以下「本事業」という。）の助成金交付について、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 本事業は、島根半島・宍道湖中海ジオパークの人文・社会科学および自然科学にかかわる調査研究活動を支援し、ジオパーク活動の活性化及び持続可能な地域社会の形成に資することを目的として助成金を交付する。

### (対象事業)

第3条 島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）は、この要綱に基づき、事業を行う者に対し予算の範囲内において助成金を交付する。

2 助成対象事業の内容、助成金の額等に関しては、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業募集要項に掲げるとおりとする。

### (応募方法)

第4条 本事業に応募する場合は、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業応募申請書（様式第1号）及び協議会会長が別に定める添付書類を指定する期日までに提出しなければならない。

### (採択決定)

第5条 協議会会長は、前条の応募申請書の提出があった場合、採択するに値する申請を決定するため、協議会内に設置した審査会を開催する。

2 審査に関しては、審査会において審査をする。

3 協議会会長が、助成金を交付することが適当であると認めたときは、応募申請を採択し、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業採択決定通知書（様式第2-1号）により申請者へ通知するものとする。

4 採択されなかった申請については、不採択通知書（様式第2-2号）により申請者へ通知するものとする。

### (研究の変更または辞退)

第6条 本事業に採択された者が、助成金の交付対象となった事業内容を変更または辞退しようとするときは、速やかに協議会会長に届け出なければならない。

2 変更する場合は、軽微な変更以外は、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事

業変更申請書（様式第3-1号）及び協議会会長が別に定める添付書類を提出しなければならない。変更内容によっては、再審査又は採択を取り消すことがある。（詳細については、協議会事務局と協議する。）

- 3 辞退する場合は、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業辞退申請書（様式第3-2号）を提出しなければならない。
- 4 協議会会長が、変更または辞退が適当であると認めたときは、変更または辞退申請を承認し、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業変更承認通知書（様式第3-3号）または島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業辞退承認通知書（様式第3-4号）により申請者へ通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、事業が完了したときは、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術奨励事業実績報告書（様式第4号）及び協議会会長が別に定める添付書類を指定する期日までに提出しなければならない。

（額の確定）

第8条 協議会会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合にはこれを審査し、適当であると認めたときは、助成金の額を確定し、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業助成金交付額確定通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条 申請者は、前条の通知を受けて助成金の交付を受けようとするときは、島根半島・宍道湖中海ジオパーク学術研究奨励事業助成金支払請求書（様式第6号）を協議会会長へ提出するものとする。

（他の用途への使用の禁止）

第10条 申請者は、本事業の助成金を他の用途に使用してはならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、2018年8月3日から施行する。